志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和８年１０月１３日（火）13 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場　第２会議室
3	出席委員（11 名）	1 番：世利祐美子 ２番：山内昭広 ３番：内山美紀 ４番：吉村信義 ５番：稲永雅俊 ６番：稲永敬次 ７番：野中光春 ８番：原信彦 ９番：世利秀剛 10 番：藤辰治 12 番：南里英子
4	欠席委員（１名）	11 番：牛房仁
5	議事録署名委員	６番：稲永敬次　７番：野中光春
6	内容	第 11 号議案　農地パトロールにおける遊休農地の判断について
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和８年 10 月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。ご着席ください。 本日は牛房委員より欠席の連絡があっております。11 名の出席となっております。 それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長		こんにちは。先立っての農地パトロールにつきましてはですね、各委員さんの御協力のもと無事にすみました。その結果について今日ご意見をお願いします。議事録署名委員の指名につきましては会議規則により行います。６番：稲永敬次委員、７番：野中光春委員にお願いいたします。では、議案の方にいきたいと思います。 第 11 号議案を事務局より説明していただきます。
事務局		第 11 議案について説明させていただきます。 ～１筆ずつ説明し遊休農地かどうか判断する～ 以上となります。会長お願いします。
会長		全体をとおして意見・質問のある方は挙手にてお願いします。
原委員		遊休農地判断するとはいいとばってん、ようは結局草が生えとうわ

	け、で種が飛ぶわけ、で我々の農地に迷惑かけよる。またはその周りの環境たいね。もちろん農区の方としてもね、個人に対して草刈れって言うわけたいね。その辺がそのどげんやろかと思って。遊休農地判定するだけでさ、終わらすのか。毎年の事やけん、その解決策っていうか、いい方に向かうにはどげんしたらいいやろか。
事務局	事務局としての見解なんですが、まずこのタイミングで照会をして回答を得るわけですけど、それでもなされてないっていうのは、現地確認をすれば草刈がされてない状況とかは我々も判断できるので、何度も言っていくしかないのかなと。
原委員	もう少し強くさ、周りの住民に迷惑かけておりますとかっていう一文をいれたら。こっちも電話でさ草切れ草切れ言うわけ。刈っとらせん。農業委員会としてもう少し強くプッシュするとか。さっきも草切っとたけん遊休農地にならんやったのもさ、今頃刈ってもなんもならんわけさ。種どんどん飛んどっちゃけんさ。でもそれでも除外した。ようはその草切るとしたら一か月に１回は刈らないけんわけ。
事務局	難しいのはですね、原委員が言われる農地っていうのはたくさんあると思うんですよね。あくまで農地パトロールっていうのは１年に１回実施しなさいよっていうところで我々もやって、そのタイミングでたまたま草が刈られてあったっていう農地はもう当然管理されてるものとみなすほかないので、あとはその所有者とかがですね、明らかにできるのであれば、日々活動記録簿出してもらってますけど、そういったところで、同じような活動ですよね、荒れてないかの見回りも、農地の最適化活動として農業委員さんのお仕事に入っているので、そこで、田植時期に支障が出るようであれば、ここ所有者だれになると？と例えば我々に言ってもらって、その時期に影響が出る前に言っていいと思うんですよね。適正管理なされてない場合は農業委員会として注意というか、草刈の指導はできるので、そういった形で対応するしかないかと。どうしても農地パトロールという１年に１回の遊休農地判断だと、今言われてあるように時期が遅いよとなってくるので、あくまで農地パトロールの性質としては、我々がこのタイミングで確認できた管理されてない農地に対しては、文書にて指導しますよというところになります。
野中委員	あのさっき１３番で、今現地は刈られてますけど、パトロールした時には１年以上管理されてない状況だった。今現在確かに刈られてるけど、よけはしましたけど、パトロール時点で１年間以上管理されてないってことは、いちおあげてもらって、刈っとんしゃあにし

	ても一言言ってもらった方がいいかもしれん。
事務局	今言われたように一声かけるのがいいかなと。やっぱり文書を送るとですね、どうしてもきつくみえたりすると思いますし。実際ですね、遊休農地とその時点で判定をしたっていうのは間違いないんで、農業委員会事務として決められた流れとしては、その後に会議で判定をした上で、全員で審議をふまえて遊休農地としたところには通知を送ると、そこは守って、ただ本質としては野中委員が言われたとおりだと思いますので。所有者とか我々確認できますので、お電話で、定期的な管理をと言えますので。そのようにご意見として取り入れさせてもらいます。
原委員	電話して切んしゃる人はいいわけ。切らん人に困っとうわけ。
稲永敬次委員	周りが田んぼで、水が流れ込んできてる状態で草が刈れるかって問題もある。ですから、稲刈り終わって刈ろうかと思ってましたって話になると思うし。どうしても時期もありますし。要は水管理でずっと水をためとけば草は生えないでしょうけど、そこは出来てない。じゃあいったん生えた草を、下がゆるい状態でどうやって刈るのかって問題にもなる。
事務局	刈れというにしてもむずかしい時期があるという事ですね。
原委員	改善されたところもある。それはそれでいいとですよ。もう少し何かないと。
会長	実際通知があってから、その状況をみて、稲刈りが適宜そこでできるかどうかなんで、まあ、あとでしますよとかあればいいんですけど。
事務局	まずは文書を送って、遊休農地と判断したところは事務局も農業委員さんも注意して見ていただいて、適正管理なされるよう見ていきたいと思います。
世利祐美子委員	①番の農地、田んぼじゃないですよね。水は入らないですよね。
事務局	登記地目が田んぼで、現況地目とは違います。稲永委員が言われた話は⑭番のようなエリアで、田越しのところです。そういうところで事情も変わってきますので、そこは対応を変えていくのが必要かなと。
世利祐美子委員	アライグマがいて困るんですよ、生活ゴミもあったかな。あと糞も。農家だけの問題だけでなく、志免町全体での問題なので。駆除は役場はしないんでしょ。
事務局	我々の部署は行なってないんですけど、他部署で箱罠とか設置は、職員が免許取ってやったりしています。
会長	文書的なものは今ご意見があったような内容でおねがいします。

事務局	検討しますと、今お話を伺うと、草刈が大変っていう事でされてない所とか、本当はしたいんでしょうけど、まわりが袋小路みたいになっているからやりたくてもやれないとかいう所もあるかもしれないので、文書をその辺整理しまして適正な時に刈ってもらうという事と、それが出来ないのであればその理由を教えてくださいと、そういったところもふまえて文面も考えて送らせていただければと思います。
会長	今説明がありましたが、全ての案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	ないようですので第１１号議案はこれで終わります。 その他ご質問等がございましたらお願いします。 事務局からは何かありますか？
事務局	特にありません。
副会長	１０月の定例会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿